最終更新日：2023年6月30日

日和産業株式会社
取締役社長　中澤　敬史
問合せ先：078-811-1221
証券コード：2055
http://www.nichiwasangyo.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、お客様第一主義の下で安全かつ高品質な配合飼料を供給することにより、飼料畜産業界の発展と食生活の向上に貢献いたします。
当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な方針は、透明性が高く健全な経営の実現と迅速な意思決定に基づく事業の遂行によって企業価値を向上させると共に、法令及び社会規範を遵守し、適切で公平な情報開示により説明責任を果たすことであります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1－2－4】
当社は、現在の株主構成を勘案し議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英文開示は行っておりません。今後、必要があると認められた場合には検討いたします。

【補充原則1－2－5】
当社は、株主総会における議決権は株主名簿上に記載されている方が有しているとしております。実質株主が信託銀行に代わって議決権の行使を行うことについては、今後、必要があると認められた場合には信託銀行と協議し検討を行います。

【原則1－4】
当社は、取引関係の維持・強化が当社の企業価値の向上に資すると判断する場合には政策保有株式を保有いたします。保有の意義が必ずしも十分ではないと判断される銘柄については縮減を図ります。
個別の政策保有株式については、毎年、中長期的な視点から取引先との事業上の関係等を精査し、保有継続の可否を審議しております。
また、議決権の行使については、当社の保有目的や当社への影響、当該会社の企業価値の向上に寄与するか等の状況を勘案したうえ、議案ごとに賛否を判断しております。

【補充原則2－4－1】
当社は、管理職の登用は、性別、国籍等に関係なくその能力、識見、人格等を公正に評価して行っております。人材登用については、測定可能な目標は開示しておりませんが、多様な人材がその能力を発揮し、広い視野を持った人材を育成する環境が、中長期的な企業価値の向上につながると認識しており、今後の課題としてとらえ努力してまいります。

【原則2－6】
当社は、契約型の確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を導入しており、当該積立金の管理及び運用は、年金信託として複数の運用機関に委託しており、運用機関に運用を一任することにより、企業年金の受益者と当社との間に利益相反が生じないようにしております。
なお、総務担当者が、運用機関より定期的に運用実績等をモニタリングしておりますが、アセットオーナーとして期待される適切な資質を持った人材の確保は今後の検討といたします。

【補充原則3－1－2】
当社は、現在の株主構成を勘案し英語での情報の開示・提供はいたしておりません。今後、必要があると認められた場合には検討いたします。

【補充原則3－1－3】
当社は、サステナビリティへの取組みとして、人と自然の調和を図り食生活の向上に貢献する、という経営理念の下、飼料効率を向上させ、原料を余すことなく活用できる飼料や、メタンガス等の地球温暖化にかかる物質の発生低減を目指した飼料の研究等、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。人的資本や知的財産への投資等の開示につきましては今後検討してまいります。

【補充原則4－1－2】
当社は、原料価格や為替相場等の外部要因の影響により計画が大きく変動するため、現状では単年度の経営計画のみを策定しております。

【補充原則4－1－3】
当社は後継者の計画を策定しておりませんが、今後、代表取締役の資質及び育成計画等について、取締役会で議論いたします。

【原則4－2】
当社の役員は、各担当部門において最大限のパフォーマンスを発揮すべく業務に取り組んでいることから、役員報酬におけるインセンティブ等は設けておりません。

【補充原則4－2－1】
当社は、取締役の報酬については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役個々の職責、会社の業績等を総合的に勘案して決定しております。取締役に対する報酬については、適切に設定されていると考えており、また自社株報酬についても、取締役の持ち株によりインセンティブ効果が期待できると考えておりますが、今後、必要が生じた場合には報酬割合の見直しを検討いたします。

【補充原則4－8－1】

今後必要が認められた場合に、改めて検討いたします。

【補充原則４－８－２】
当社は、独立社外取締役と他の経営陣や監査役会との連絡・連携については、現状の体制で十分機能していることから、「筆頭独立社外取締役」の決定は必要ないと考えております。

【補充原則４－１０－１】
当社は、経営陣幹部・取締役の指名や報酬だけでなく、取締役会の重要な事項については、独立社外取締役並びに社外監査役の適切な関与を得ることにより取締役会が十分に機能を果たしていることから、任意の独立した諮問委員会等の設置は必要ないと考えております。

【原則４－１１】
当社の取締役会は、各部門・各分野に精通した社内の出身者と、高い専門性を有する社外の出身者で構成しており、バランス・多様性や規模については適正であると考えております。当社の事業範囲が国内に限定されているため、国際性の面は不用と考えますが、ジェンダー等の多様性については当社の取締役会の適正規模と比較考量した上での検討といたします。

【補充原則４－１１－１】
当社は、取締役会の構成については、各部門・各分野に精通した社内の出身者と、高い専門性を有する社外の出身者による、知識・経験・能力をバランス良く備えた多様性のあるものにすべきであると考えております。また、取締役会の規模に関しては、取締役会における迅速な意思決定と活発な審議が可能になる人数を定款で定めております。現在の取締役会の構成は当社の業容等から判断し、適正と考えており、なおかつ独立社外取締役には、他社での経営経験を有するものを含めております。今後も当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の観点から、取締役会全体としての知識・経験、能力等のバランスや多様性及び規模が最適となるよう努めてまいります。なお、スキル・マトリックスをはじめとした取締役の有するスキルの一覧の開示については、今後検討してまいります。

【補充原則４－１２－１】
当社は、取締役会の年間スケジュールを作成のうえ、予想される審議事項の年間計画を立て取締役会で十分議論ができるように適切な審議時間を設定いたしております。配布資料の事前配布については、機密情報管理の観点から実施いたしておりませんが、取締役会当日の、資料配布から取締役会の開催まで十分な検討時間を設定することにより、取締役会で十分議論ができるよう対応しております。

【原則５－２】
当社は、原料価格や為替相場の外部要因により大きく変動することから単年度計画のみ策定しております。
経営資源の適切な配分については、経営の中期的な見通しに基づき単年度の計画に反映し公表しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則１－７】
当社は、取締役の自己取引については、取締役会規則において取締役会の決議事項としており、取引の状況を定期的に取締役会で報告いたしております。

【原則３－１】
(i) 当社の経営理念は以下のとおりです。
【日和産業・経営理念】
・お客様に満足していただく経営に努めます。
・食のあたらしい価値を築きます。
・食の安心と安全の役割を担う高品質な飼料を提供します。
・人と自然の調和を図り食生活の向上に貢献します。
当社は、経営戦略及び経営計画については、決算短信において概要を開示しております。
(ii) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方については、本報告書のⅠ．１基本的な考え方をご参照ください。
(iii) 当社は、取締役の報酬については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役個々の職責、会社の業績等を総合的に勘案し、最終的には取締役会が代表取締役に一任して決定しております。監査役の報酬につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役会の協議により決定しております。
(iv) 当社は、取締役候補者の選任に際しては、業務並びに経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有し、取締役の職務と責任を全うできる人材を候補者とすることを方針としております。また、監査役候補者の選任に際しては、幅広い見識や高度な専門性を有し、監査役の職務と責任を全うできる人材を候補者とすることを方針としております。この方針に基づき、取締役候補者については、代表取締役が原案を策定のうえ取締役会で協議決定しております。監査役候補者については、代表取締役が原案を策定し監査役会の同意を得たうえで取締役会において協議決定しております。
取締役・監査役の解任につきましては、健康上の理由により職務の継続が困難な場合や、法令・定款等に違反し当社の企業価値を著しく毀損させる等、解任が相当であると判断される場合には、取締役会において十分な協議を行った上、決定いたします。なお、監査役の解任につきましては、監査役会の同意を得たうえで取締役会において協議決定いたします。
(v) 当社は、取締役・監査役の選解任につきましては、株主総会参考書類において、その選解任理由について説明を行っております。

【補充原則４－１－１】
当社は、取締役会規則に取締役会で決議並びに報告すべき事項を定めております。また、執行役員に対しては執行役員規定により執行する業務の内容を定めております。

【原則４－９】
当社は、独立社外取締役の独立性判断基準を策定しておりませんが、東京証券取引所の独立性基準に基づき、取締役会では経歴・人格・能力等を勘案のうえ独立役員としての適任性を判断して選定しております。

【補充原則４－１１－２】
当社は、取締役及び監査役の他社での兼職の状況を、株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則４－１１－３】
当社の取締役会は、社外取締役や監査役も含め慎重に議論を行っております。また、各取締役による自己評価も実施していることから、取締役

会の実効性は確保されていると判断しております。自己評価の結果の概要の開示については、今後の検討課題といたします。

【補充原則４－１４－２】
当社は、取締役に社内外の各種研修、セミナーや業界主催の会合等への参加を斡旋することにより、上場企業の役員に必要な知識を習得並びに更新することが可能なトレーニングの機会を提供し、また、その費用は全額負担しております。

【原則５－１】
当社は、本社総務部をIR担当部署、その担当取締役をIR担当役員としております。株主との面談等の対話については、その目的や内容の重要性、面談者の属性を合理的に判断したうえで必要に応じ対応いたします。なお、株主との対話に際しては、公平性に十分に留意し、インサイダー情報の管理を徹底いたします。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
豊田通商(株)	1,362,000	7.52
東北グレーンターミナル(株)	1,153,000	6.37
(株)十文字チキンカンパニー	1,139,800	6.29
カーギルジャパン(合)	1,000,000	5.52
(株)みなと銀行	903,200	4.99
(株)三井住友銀行	879,022	4.85
(株)三菱ＵＦＪ銀行	873,313	4.82
兵庫県信用農業協同組合連合会	849,000	4.69
三井住友海上火災保険(株)	827,022	4.57
佐藤産業(株)	535,434	2.96

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	3 月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート･ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート･ガバナンス体制の状況

1．機関構成･組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
河崎　司郎	他の会社の出身者					△			△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
河崎　司郎	○	当社の主要取引先である株式会社三菱UFJ銀行の出身であり、同行を平成18年に退社されておられます。 また、当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の出身であり、同法人を平成29年5月に退所されておられます。	銀行並びに監査法人における幅広い実務の経験から、当社の経営全般に対して、有益かつ的確な助言をいただけると判断したためであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人と密接な連携を保ち、会計監査人と情報交換、意見交換を適宜行っております。また監査役は、取締役会等の重要な会議に出席しているほか、取締役及び使用人等の職務執行状況を把握し、重要な決裁書類等の閲覧や主要な事業所の業務及び財産の状況を調査し、また会計監査人及び内部監査部門と連携することにより、経営監視機能の強化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小阪田　興一	他の会社の出身者													
山下　剛	他の会社の出身者							○						

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

小阪田　興一	○	――	企業経営の実務に精通しており、当社の経営に対し的確な助言をいただけるものと判断したためであります。また、独立性が疑われるような属性等は存在しておらず、独立役員としての職務を十分に果たしていただけると判断しております。
山下　剛		〔重要な兼職の状況〕 豊田通商株式会社大阪食料部部長	会社経営に直接関与したことはありませんが商社における長年の経験及び知識を有しており、当社の経営に対し的確な助言をいただけるものと判断したためであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役の報酬については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役個々の職責、会社の業績等を総合的に勘案して決定しております。なお、株主総会の決議により取締役については月額13百万円以内、監査役については月額3百万円以内と定めております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役　　6名　1億3百万円
監査役　　1名　　10百万円
社外役員　2名　　4百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役には、総務部及び所轄部署より必要に応じて取締役会議案の説明を含む情報の提供等をおこない、サポート体制の整備・強化を図っております。また、社外監査役には、補助としての総務部及び所轄部署より必要に応じて取締役会議案の説明を含む情報の提供等をおこない、サポート体制の整備・強化を図っております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

取締役は7名（うち社外取締役1名）であり、取締役会では、原則として年5回開催し、法令及び定款に定められた事項、並びに経営上の重要な案件等について十分な審議及び決議をしております。
3本部制（生産、営業及び管理本部についてそれぞれ統括する取締役もしくは執行役員を各本部長として任命）を採用することにより、意思決定の迅速性・的確性を確保すると同時に、責任分担を可能としております。
社外取締役は、取締役の業務執行に対する監督機能の強化を図るうえで、重要な役割を担っております。
監査役は3名（うち社外監査役2名）であり、監査役会において各監査役の監査状況の報告及び会計監査人の監査報告を受けております。また監査役は、取締役会等の重要な会議に出席しているほか、取締役及び使用人等の職務執行状況を把握し、重要な決裁書類等の閲覧や主要な事業所の業務及び財産の状況を調査し、また会計監査人及び内部監査部門と連携することにより、経営監視機能の強化を図っております。
社外取締役及び社外監査役は、社外からの視点による経営監視機能として、社会的信頼に応える企業統治体制構築への欠かせない要素となっております。
会計監査人につきましては、当社はEY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。業務を執行した公認会計士は上田美穂氏、葉山良一氏の2名であり、監査補助者は公認会計士4名、その他10名であります。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役設置会社形態を採用しております。
また、当社は、社外取締役を選任することにより、業務執行の公正性を監督する機能を強化しております。
社外取締役には、豊富な経験、従来の経営手法にとらわれない新たな発想等を通じて、経営の監督を行っていただいております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	TDnetに事前に開示しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信等の適時開示規則に基づく開示資料を掲載	
IRに関する部署（担当者）の設置	本社総務部を担当部署としております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会の決議に基づく内部統制システム整備の基本方針を次のとおり定めており、本基本方針に則りリスク管理体制を含めた内部統制システムの整備を行っております。また、必要に応じて当該方針の整備状況について報告を受け、検討、見直しを行っております。

イ　当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
　企業倫理規程をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を、当社及び子会社の役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、総務部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に当社及び子会社の役職員教育を行う。総務部は、当社及び子会社のコンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について、当社及び子会社の役職員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。

ロ　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
　文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

ハ　当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
　当社及び子会社の組織横断的リスク状況の監視並びに全社的対応は総務部が行う。また、各部署の所管業務に付随するリスク管理は各々担当部署が行う。

ニ　当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
　社内規則に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとるものとする。

ホ　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
　子会社にそれぞれの責任を負う者を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えるとともに、総務部はこれらを横断的に管理し、子会社が適切な内部統制システムの整備を行うように指導する。

ヘ　子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
　子会社は、経営上の重要事項を取締役会に報告するものとする。子会社において企業行動に関する重要な法令違反が発生した場合にも、速やかに報告するものとする。

ト　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
　監査役の職務を補助する組織を総務部とする。監査役から補助すべき使用人を置くことの求めがあった場合は、取締役は監査役と協議し配置する。

チ　前項の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
　監査役の職務を補助すべき使用人の異動及び懲戒については、監査役会の意見を尊重するものとする。監査役の当該使用人に対する指示を不当に制限してはならず、また当該使用人は監査役の指示に従わなければならない。

リ　取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等が監査役に報告をするための体制
　取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等は、会社または子会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実及び法令に違反する重大な事実が発生した場合にはその事実、並びにホットラインによる通報があった場合にはその内容を、速やかに監査役に報告する。

ヌ　前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
　当社及び子会社の役職員が通報窓口や監査役等への報告を行った場合に、当該報告をしたことを理由にしてその役職員に対して不利な扱いを行うことを禁止する。

ル　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針
　監査役が当社に対し職務の執行について生じた費用または債務の処理の請求をしたときには、必要でないと認められた場合を除き速やかに当該費用の支払い等の処理を行う。

ヲ　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
　監査役は、効率的かつ効果的な監査を行うために、当社及び子会社の社長並びに会計監査人と情報の交換を含む緊密な協力関係を維持するとともに、必要に応じて独自に弁護士や公認会計士等の外部専門家の支援を受けることができる。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対する基本方針に従い、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持たない。また、不当要求に対しては法的措置をとる等組織全体で断固として拒絶し、いかなる理由であれ、資金提供及び便宜供与を行わない。統括する部署は総務部とし、企業防衛対策協議会に出席して情報交換・情報収集を行い、役職員に周知する。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

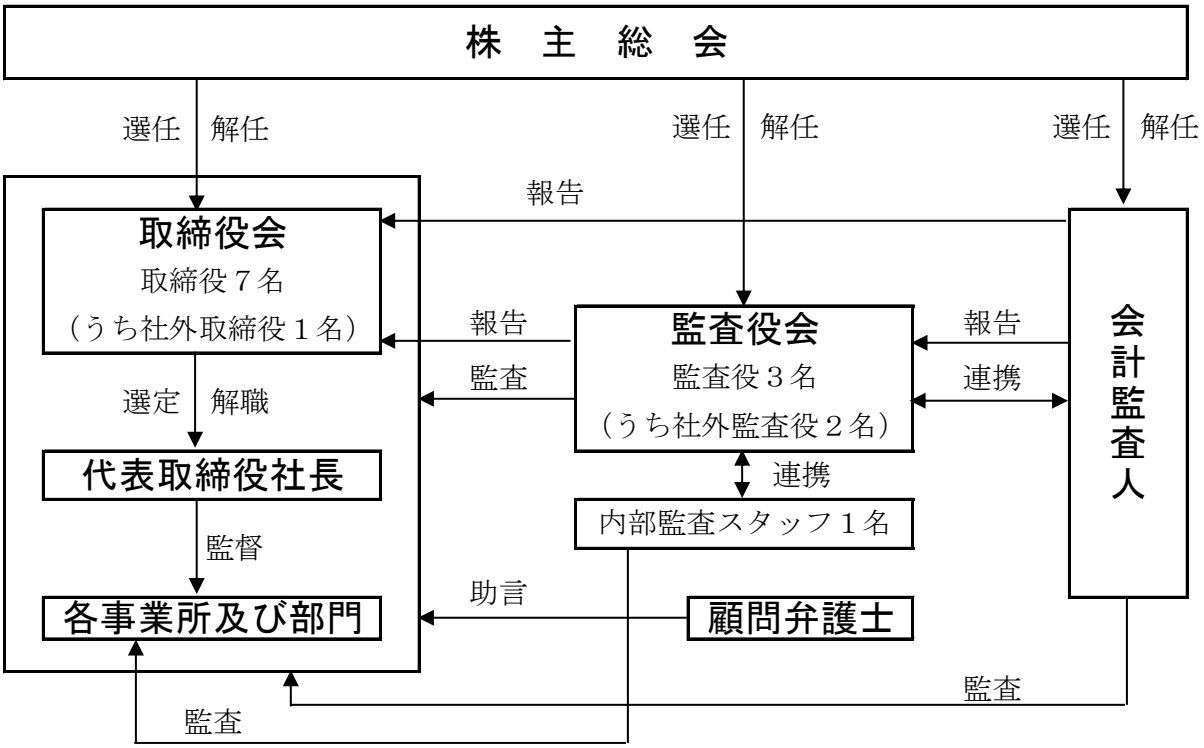
該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

当社は、東京証券取引所の定める「適時開示規則」に従い重要な会社情報の発生とともに正確な情報開示に努めております。
重要事項につきましては、情報取扱責任者が各部署より報告を受け、総務部が開示諸規定等に基づき、開示の内容等を検討した後に、情報取扱責任者の指示により、情報開示公表をしております。
なお、緊急を要する場合等におきましては、上記の手順に関わらずに情報取扱責任者が代表取締役社長の承認を得た後に、情報開示をすることにしております。

内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図



適時開示体制の概要

